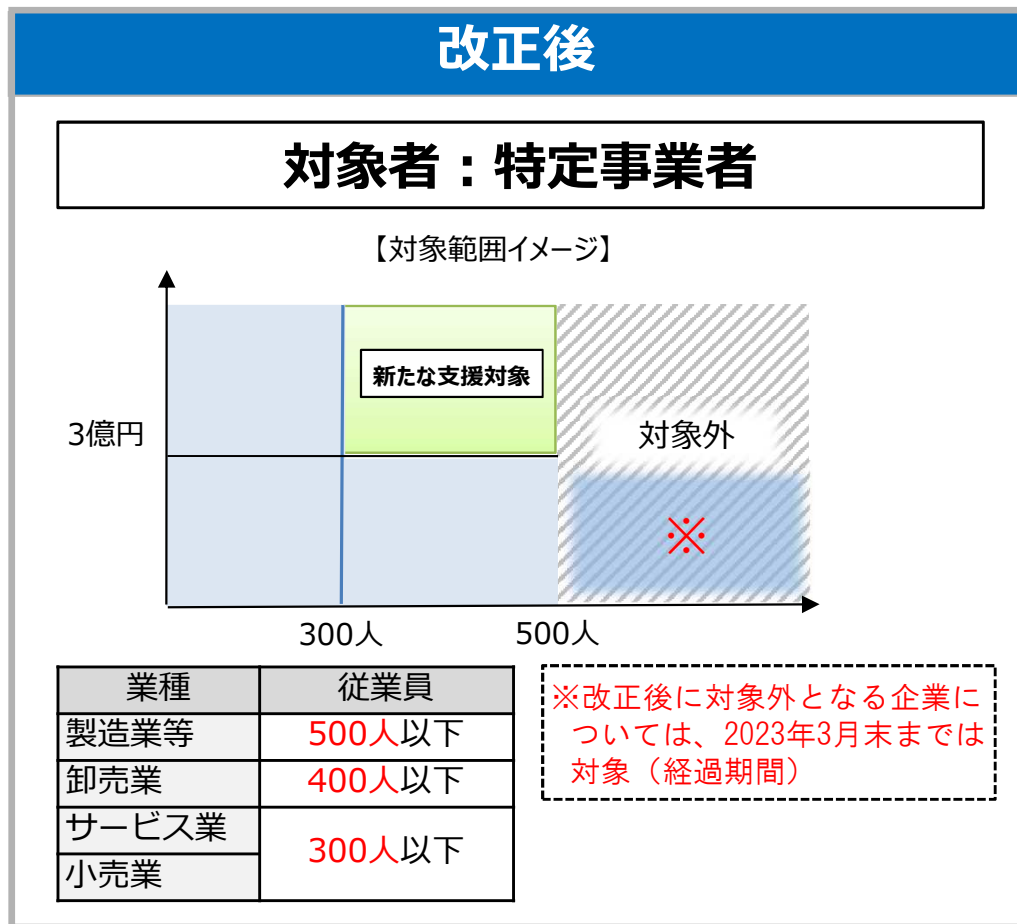
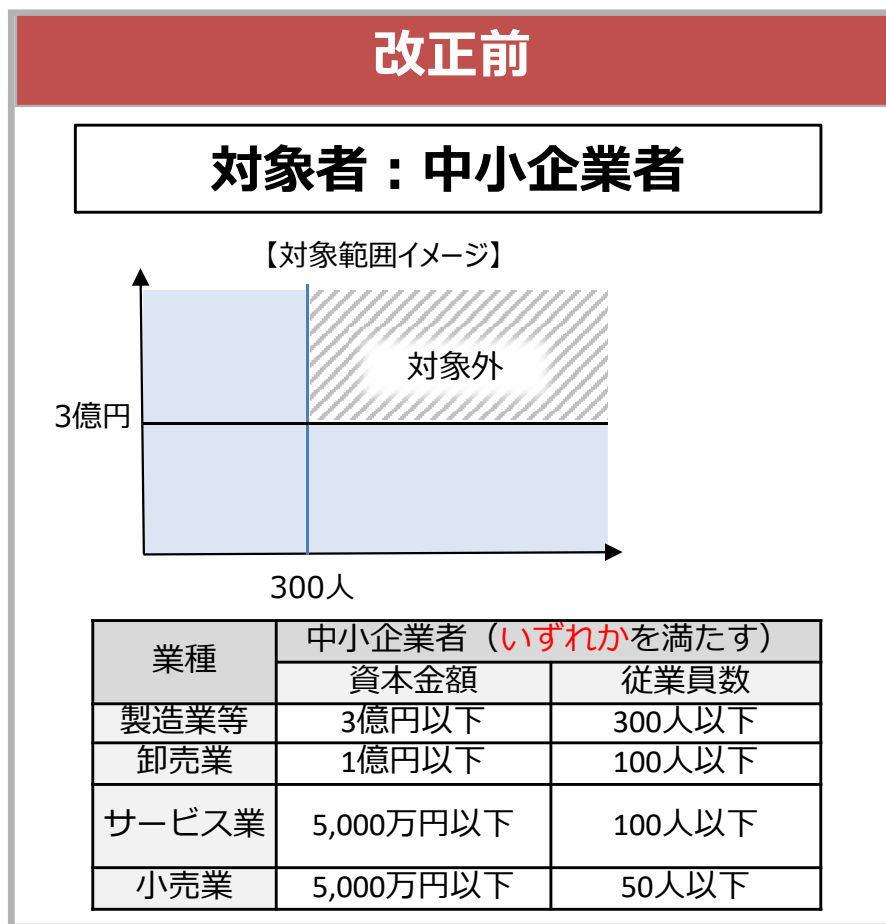


経営革新計画の承認要件改正①

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律が施行（令和3年8月2日）し、経営力強化法施行規則と基本方針の改正により経営革新計画の申請様式及び承認基準の一部が変更されました。

1 中小企業だけでなく中堅企業への成長途上にある企業を支援対象に追加

ポイント：（1）各業種毎の従業員数範囲拡大 （2）資本金要件撤廃



経営革新計画の承認要件改正②

2 主な改正項目

		改正前	改正後
経営革新の内容に関する事項	多様な取組	基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の中小企業の連携、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。	基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の中小企業等の連携、他の事業者から取得した経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の利用※、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。 ※「他の事業者から取得した経営資源の利用」を追加。
	経営課題の明確化等	—	経営革新事業の的確な実施に向け、経営課題や経営戦略における当該事業の位置づけを明確化することを追加（新規）
	市場の調査・分析に関する事項	—	競争環境の変化を受けて、経営革新において、消費者のニーズの把握（市場の調査・分析）を行い、それを踏まえた商品開発、生産、販売等が促進されるように、市場に関する調査及び分析を追加（新規）
承認基準	経営指標①（付加価値額）	計画終了時点での付加価値額（または従業員一人当たりの付加価値額）について正負の定め無し	新基準では、計画期間終了時点の付加価値額（または従業員一人当たり付加価値額）が正になることを求める
	経営指標②（経常利益）	直近期末の経常利益がマイナス、計画終了時がゼロの計画は、付加価値額等の基準を満たしていれば承認可能	計画終了時にプラスに転じていなければならない
	研究開発期間	月単位	年単位
支援策	信用保険法の特例	経営革新計画の承認を受けた中小企業経営強化法第2条第1項各号に規定する中小企業者	経営革新計画の承認を受けた中小企業経営強化法第2条第5項に規定する特定事業者

経営革新計画の申請・承認に関する経過措置

- 法改正施行時の経営革新計画は、以下のとおり
 - ✓ 旧样式に基づき本年9月末まで申請が可能。旧样式に基づき申請された経営革新計画については改正前の基準により承認。
 - ✓ また、旧样式に基づき申請され認定を受けた経営革新計画の変更については、旧样式に基づき変更申請を行い、改正前の基準により承認。（※改正前の基準による承認となるため、P.9にある「計画期間終了時点の付加価値額が正になることを求める」という規定も適用されません。）

